

蟹江町民間木造住宅耐震シェルター整備費補助金交付要綱

(平成25年11月22日決裁)

改正 令和3年3月10日決裁

(目的等)

第1条 この要綱は、地震発生時において高齢者、障がい者等災害時の避難弱者への耐震性の高いスペースを確保するため、木造住宅に耐震シェルターを整備する費用について、予算の範囲内において補助金を交付することにより震災に強いまちづくりを促進することを目的とする。

2 前項の補助金の交付については、蟹江町補助金等交付要綱(昭和53年要綱第1号)の定めによるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 旧基準木造住宅 次の要件を全て満たすものとする。

ア 蟹江町内にある木造住宅(従来軸組構法及び伝統構法の戸建て、長屋、併用住宅及び共同住宅に限る。ただし、国、地方公共団体その他公の機関が所有するものを除く。)

イ 昭和56年5月31日以前に着工されたものであること。

ウ 階数は2階建て以下のものであること。

(2) 木造住宅耐震診断 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 蟹江町が実施する無料耐震診断

イ 一般財団法人愛知県建築住宅センターが実施する耐震診断

(3) 判定値 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 改訂愛知県木造住宅耐震診断マニュアルによる判定値

イ 一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」の一般診断法又は精密診断法による評点

(4) 耐震シェルター 住宅内に整備する装置であって、地震時住宅倒壊から人命を守ることを目的とし、住宅内の一部に耐震性の高い空間を確保する

もので、愛知県住宅・建築物安全ストック形成事業費補助金交付要綱により愛知県知事の認めるものをいう。

(5) 補助対象経費 耐震シェルターの購入、床の補強工事、運搬及び整備に要する費用

(6) 高齢者 申請年の年度末時点で満65歳以上の者をいう。

(7) 障がい者 次のいずれかに該当する者をいう。

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者

イ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に規定された精神保健福祉手帳の交付を受けている者

ウ 愛知県知事の発行する療育手帳又は愛護手帳の交付を受けている者
(補助対象住宅)

第3条 補助金の交付の対象となる建築物は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 前条第1号に規定する旧基準木造住宅であること。

(2) 前条第2号に規定する木造住宅耐震診断において、同号ア若しくはイの判定値が0.4以下又は同号イの得点が40点以下と診断されていること。

(3) この要綱による補助金の交付を受けて、耐震シェルターの整備がされていないこと。

(4) 過去に蟹江町民間木造住宅耐震改修工事補助制度に基づく耐震改修工事又は段階的耐震改修工事の補助金の交付を受けたことのある住宅でないこと。

(5) 高齢者又は障がい者が居住していること。

(補助対象者)

第4条 この要綱により補助を受けることができる者は、次の各号の全てを満たすものとする。

(1) 補助対象住宅の所有者(現にその建物に居住する者で所有者の同意が得られる者を含む。)であること。

(2) 町税等を滞納していない者であること。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)

第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

(補助の制限)

第5条 補助の対象となる耐震シェルターの台数は、補助対象住宅1戸当たり1台とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の額とし、30万円を限度とする。

2 前項の補助金の額に千円未満の端数がある場合は、当該端数を切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助対象経費に係る契約を締結する前に、蟹江町民間木造住宅耐震シェルター整備費補助金交付申請書(様式第1号)に、次の各号に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

- (1) 木造住宅耐震診断結果報告書等の写し(第2条第2号によるものに限る。)
- (2) 見積書等補助対象経費が確認できる書類の写し
- (3) 住民票の写し、身体障害者手帳の写し等第3条第5号の要件が確認できる書類
- (4) 申請者と住宅所有者が異なる場合、耐震シェルターを整備することについて、住宅所有者が承諾していることを確認できる書類(様式第2号)
- (5) 案内図
- (6) 平面図(整備予定場所を明記したもの)
- (7) 整備予定場所の写真
- (8) 町税等の納税証明書(未納額がないことを証するもの)
- (9) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定及び通知)

第8条 町長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、蟹江町民間木造住宅耐震シェルター整備費補助金交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定を通知する場合において、必要があるときは、当該補助金の交付について条件を付することができる。

(補助事業の変更)

第9条 申請者は、補助金交付決定を受けた後に、第7条の申請内容に変更が生じた場合は、速やかに蟹江町民間木造住宅耐震シェルター整備費補助金交付変更承認申請書(様式第4号)に変更内容が分かる書類を添付して町長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。

2 町長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、蟹江町民間木造住宅耐震シェルター整備費補助金交付決定変更通知書(様式第5号)により申請者に通知するものとする。

(整備の着手)

第10条 補助対象整備の着手は、蟹江町民間木造住宅耐震シェルター整備費補助金交付決定通知書を受け取った後に行わなければならない。

2 申請者は、補助対象整備に着手した場合は、遅滞なく蟹江町民間木造住宅耐震シェルター整備着手届(様式第6号)を町長に提出しなければならない。

(整備の中止)

第11条 申請者は、補助金交付決定を受けた後において、当該補助金に係る補助対象整備を中止する場合は、蟹江町民間木造住宅耐震シェルター整備中止届(様式第7号)により、町長に提出しなければならない。

(整備の完了報告)

第12条 申請者は、耐震シェルターの整備が完了した場合は、整備が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の1月末日のいずれか早い期日までに、蟹江町民間木造住宅耐震シェルター整備完了報告書(様式第8号)に、次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 耐震シェルターの整備に係る契約書の写し
- (2) 耐震シェルターの整備に係る請求書又は領収書の写し
- (3) 整備前、整備中及び整備完了後の写真
- (4) その他町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第13条 町長は、前条の規定による報告があった場合は、その内容を審査し、
適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、蟹江町民間木造住宅
耐震シェルター整備費補助金交付額確定通知書（様式第9号）により、申請
者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第14条 申請者は、前条の規定による通知を受けた日から起算して10日以内に
蟹江町民間木造住宅耐震シェルター整備費補助金支払請求書（様式第10号）
を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による蟹江町民間木造住宅耐震シェルター整備費補助
金支払請求書に基づき、申請者に補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第15条 町長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると
認めた場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 申請書その他の提出書類の内容に偽りがあったとき。
- (2) 補助金の交付決定内容及びこれに付した条件その他法令又はこの要綱
に違反したとき。
- (3) 第12条に定める期日までに、完了報告書が提出されなかったとき。
- (4) その他町長が補助金の交付を不相当と認めるとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場
合は、蟹江町民間木造住宅耐震シェルター整備費補助金交付決定（一部）取
消通知書（第11号様式）により、申請者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第16条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合におい
て、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるも
のとする。

（書類の保管）

第17条 申請者は、補助金の関係書類を整理し、補助金の交付を受けた年度終
了後5年間保管しなければならない。

（その他）

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月10日決裁）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。